

立川市学校給食運営審議会条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成 28 年 2 月 19 日

提出者 立川市長 清水 庄 平

理由

立川市学校給食運営審議会の委員数を変更するため。

立川市学校給食運営審議会条例の一部を改正する条例

立川市学校給食運営審議会条例（昭和50年立川市条例第30号）の一部を次のように改正する。

次の表中、下線が引かれた部分については、改正前を改正後のように改める。

改正後	改正前
<p>(委員)</p> <p>第3条 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1)～(5) ……略……</p> <p>(6) 学識経験を有する者のうちから委員会が任命するもの <u>5人以内</u></p> <p>2 ……略……</p>	<p>(委員)</p> <p>第3条 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。</p> <p>(1)～(5) ……略……</p> <p>(6) 学識経験を有する者のうちから委員会が任命するもの <u>3人以内</u></p> <p>2 ……略……</p>

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。